

サービスメニュー

高齢者に関するサービス

子どもに関するサービス

障害者に関するサービス

福祉の貸付

福祉の仕事をした人

結婚を望む人

ボランティア・市民活動

トップ > 「九州北部大雨災害義援金」募集について

九州北部大雨災害義援金  
「平成29年7月5日からの大雨災害義援金」 募集について  
「大分県豪雨災害義援金」

～ご協力をよろしくお願いします～

平成29年7月5日からの大雨により、福岡県、大分県では人的被害をはじめ家屋の倒壊等の甚大な被害が発生しました。

この災害の被災者を支援するため、群馬県共同募金会高崎市支会では、義援金を受付けています。

義援金は、群馬県共同募金会を通じて、被災県の行政、共同募金会、日本赤十字社等で構成する配分委員会で取りまとめ全額が被災者に届けられます。

◎受付期間

平成29年8月31日(木)まで

◎窓口受付時間

午前9時から午後5時15分まで

◎募金方法

○窓口募金

高崎市社会福祉協議会本所及び各支所の窓口で受付けています。

◎問い合わせ先

高崎市社会福祉協議会  
高崎市末広町115番地1 高崎市総合福祉センター3階  
TEL 027-370-8855  
FAX 027-370-8856

※各支所

- 倉渕支所 027-378-3440
- 箕郷支所 027-371-6868
- 群馬支所 027-373-7494
- 新町支所 0274-42-5173
- 榛名支所 027-374-5185
- 吉井支所 027-387-3187

●福岡県に義援金を送りたい方はこちら●

(福岡県共同募金会)

◎義援金受付期間

平成29年8月31日(木)まで

◎義援金の名称

平成29年7月5日からの大雨災害義援金

◎義援金受入口座

金融機関名	支店名	口座番号	名義等
ゆうちょ銀行(※1)	口座記号番号 00980-0-332036		福岡県共同募金会7月大雨災害 義援金
福岡銀行(※2)	春日原支店 (277)	普通預金 1932835	福)福岡県共同募金会
西日本シティ銀行 (※2)	春日原支店 (003)	普通預金 3063234	会長 小川弘毅(おがわひろき)

※1 ゆうちょ銀行における窓口での振替料金は無料。

※2 福岡銀行、西日本シティ銀行各本支店における窓口での振込みは手数料無料。

※3 上記以外の他銀行、ATM及びインターネットバンキングを利用する振込みは手数料有料。

◎義援金の配分

義援金は福岡県災害対策本部へ送金し、福岡県が設置する義援金配分委員会を通じて被災者に配分されます。

◎義援金の税制上の取扱い

この義援金は所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄附金」に該当し、税制優遇措置の対象となります。

この優遇措置の適用を受ける場合には、金融機関での振込金受領書証に「平成29年7月5日からの大雨災害義援金」募集要綱を添えて、確定申告書類に添付する必要があります。

◎その他

災害義援金のみ取扱い、救助物資・物品は取り扱いません。

・くわしくは[社会福祉法人 福岡県共同募金会](#)をご覧ください。

●福岡県・大分県の両県に義援金を送りたい方はこちら●  
(中央共同募金会)

◎義援金受付期間

平成29年8月31日(木)まで

◎義援金の名称

平成29年7月5日からの大雨災害義援金

◎義援金受入口座

金融機関名	支店名	口座番号	口座名義
三井住友銀行	東京公務部	普通預金 0162529	(福)中央共同募金会 災害義援金口
りそな銀行	東京公務部	普通預金 0126781	(福)中央共同募金会

※三井住友銀行 同行本支店間の窓口及びATMからの振込手数料は無料

※りそな銀行 りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の本支店間の振込手数料は無料  
(ATMも含む)

◎義援金の送金

中央共同募金会でお預かりした義援金は全額、義援金募集をしている福岡県及び大分県に、被災状況に応じて按分の上送金いたします。

◎義援金の配分

義援金は、福岡県及び大分県それぞれの行政、共同募金会、日本赤十字社各支部等で構成される災害義援金の募集・配分委員会において取りまとめを行い、配分基準に基づき各市町村を通じて被災者に配分されます。

◎税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に募集要綱を添えてご提出ください。

[該当する税制優遇措置]

- ・ 所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・ 地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄附金」に該当

・くわしくは[中央共同募金会](#)をご覧ください。

●大分県に義援金を送りたい方はこちら●  
(大分県共同募金会)

◎義援金受付期間

平成29年8月31日(木)まで

◎義援金の名称

大分県豪雨災害義援金

◎義援金受入口座

金融機関名	支店名	口座番号	名義等
大分銀行	ソーリン支店	普通預金 7547430	大分県共同募金会豪雨災害義援金
ゆうちょ銀行		口座番号 00990-3-236117	大分県共同募金会豪雨災害義援金

※大分銀行の本・支店の窓口からの振込手数料は無料。

※ゆうちょ銀行の本・支店及び郵便局窓口からの振込手数料は無料。

※上記以外の他銀行からの振り込み、ATM、ネットバンキング等を利用した場合の振込手数料は有料。

◎現金書留による義援金の送付

〒870-0907 大分市大津町2-1-41 社会福祉法人大分県共同募金会  
※現金書留用封筒に「救助用郵便」と明記してください。郵便料金が免除されます。

◎税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置(寄附金控除、損金算入)が認められる寄附金に該当します。

①各金融機関等での振込金受領証または②大分県共同募金会発行の受領証(現金受付のみ)をもって税制上の優遇措置対象となります。

ただし、①の場合は、振り込んだ口座が義援金の受付口座であることを確認するため、「大分県豪雨災害義援金募集要綱」も確定申告時にあわせて必要となります。

◎義援金の配分

取りまとめた義援金については、大分県が設置する義援金配分委員会において配分を決定し、市町村を経由して被災された世帯に配分されます。

・くわしくは[大分県共同募金会](#)をご覧ください。

△このページのトップへ

